

熊本県公報

第13174号
令和4年(2022年)
10月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 河川区域の指定…………… (河川課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 形質変更時要届出区域の指定…………… (環境保全課) 2

公 告

- 益城台地西土地区画整理事業の事業計画(第3回変更)の認可…………… (都市計画課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 11

正 誤

- 令和3年9月7日熊本県教育委員会訓令第6号(熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令)中…………… (教育政策課) 12
- 令和3年9月21日熊本県教育委員会訓令第7号(熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令)中…………… (") 12

告 示

熊本県告示第728号

一級河川白川水系黒川について、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の平面図の茶色で着色した部分に該当する土地のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

次の平面図は省略し、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理調整課に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)10月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|--------|
| 主要地方道 | 水俣田浦線 | 葦北郡芦北町大字女島字大丸 421番2地先から 同所 421番2地先まで | 前 | 12.7 ～ 13.1 | 14.0 | 災害復旧工事 |
| | | | 後 | 24.4 ～ 31.5 | 14.0 | |

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)10月25日

熊本県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）10月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------------|--|--------------|-----------|
| 主要地方道 | 宇土不知 火線 | 宇土市網津町字野添 2944番地先から 同所 2946番2地先まで | 42.9 | 24条工 事 |

2 供用を開始する期日 令和4年（2022年）10月25日

熊本県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）10月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|-------------------------------|
| 一般国道 | 324号 | 天草市有明町上津浦字美ノ越 1901番地先から 同所 1940番1地先まで | 前 | 11.3 ～ 15.3 | 52.3 | 防交 安 （交 通 安 全） |
| | | | 後 | 11.3 ～ 15.3 | | |

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）10月25日

熊本県告示第732号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和4年（2022年）10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 形質変更時要届出区域に指定する区域

熊本県宇土市築籠町字道下221番1、同番3、同番6、同番6地先水路、北段原町字庄部230番1、同番2、築籠町字庄部233番1、馬之瀬町字庄部555番2、同番5、北段原町字島ノ内229番1、同番2の各一部（別図1～6のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

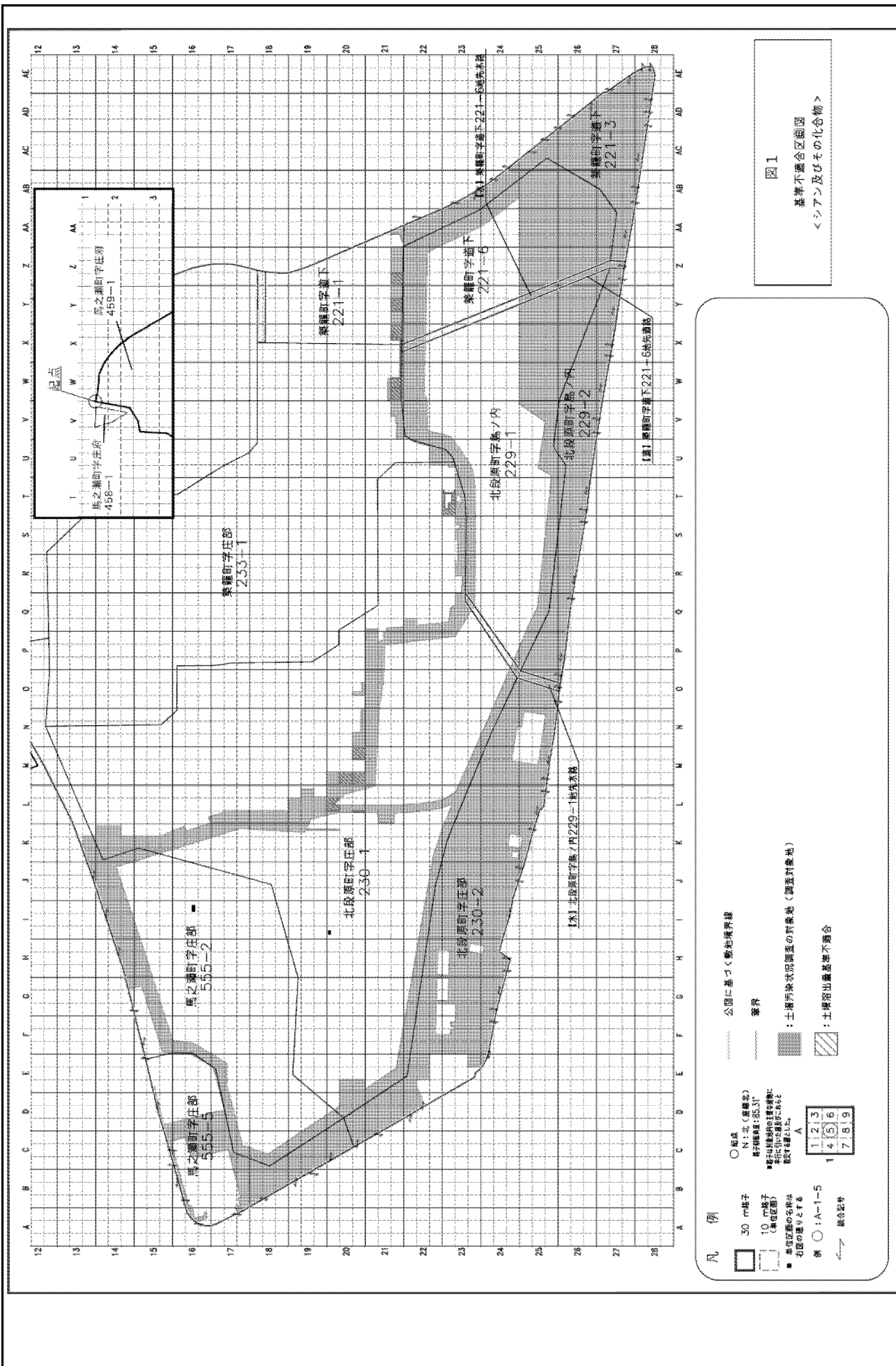


図1
基本不特定区域図
<シアン及びその化合物>

凡例

30 m格子
 10 m格子 (半田區)
 市界
 土壌汚染状況調査の調査地 (調査対象地)
 土壌汚染調査不適合
 公図に基づく敷地境界線
 境界
 土壌汚染状況調査の調査地 (調査対象地)
 土壌汚染調査不適合

○ 起点
 N: 北 (座標北)
 数字標度: 85.31°
 * 格子は測量時の正確な境界に
 示すものは無いものと
 取り扱った。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

例 ○: A-1-5
 ← 読み記号

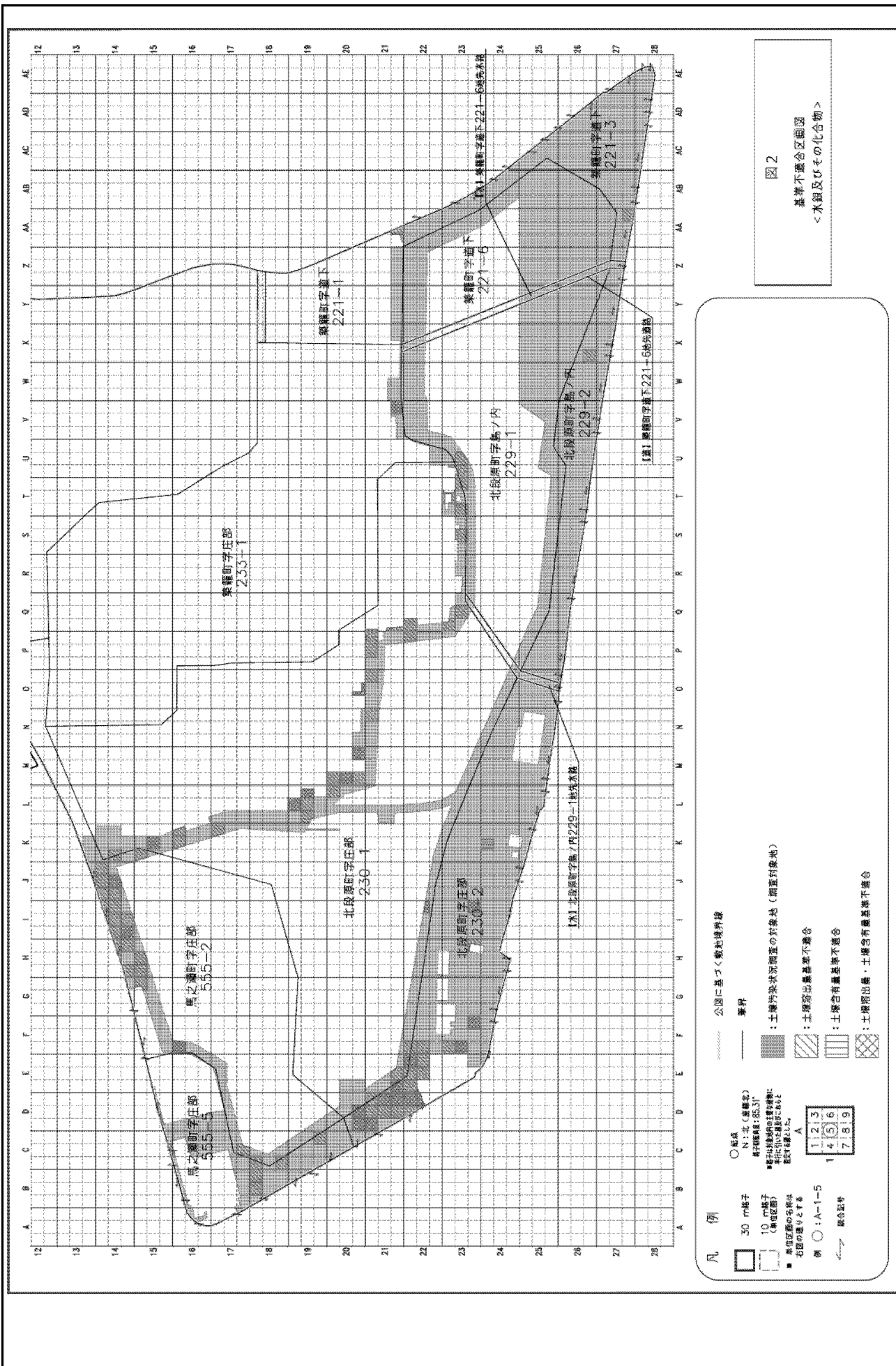


図2
基準不適合区画図
<水銀及びその化合物>

凡例

○ 座標
N: 北(真北)
数字座標: 55.31'

■ 基準不適合区画の位置(網掛け表示)
■ 基準不適合区画の位置(網掛け表示)
■ 基準不適合区画の位置(網掛け表示)

□ 30m格子
□ 10m格子(半田区画)
■ 半田区画の名称は右記の通りとする
例: A-1-5
← 鉄筋コンクリート

○ 公園に基づく敷地境界線

—— 境界

■ : 土壌汚染状況調査の対象地(調査対象地)

■ : 土壌汚染基準不適合

■ : 土壌汚染基準不適合

■ : 土壌汚染・土壌含有重金属不適合

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

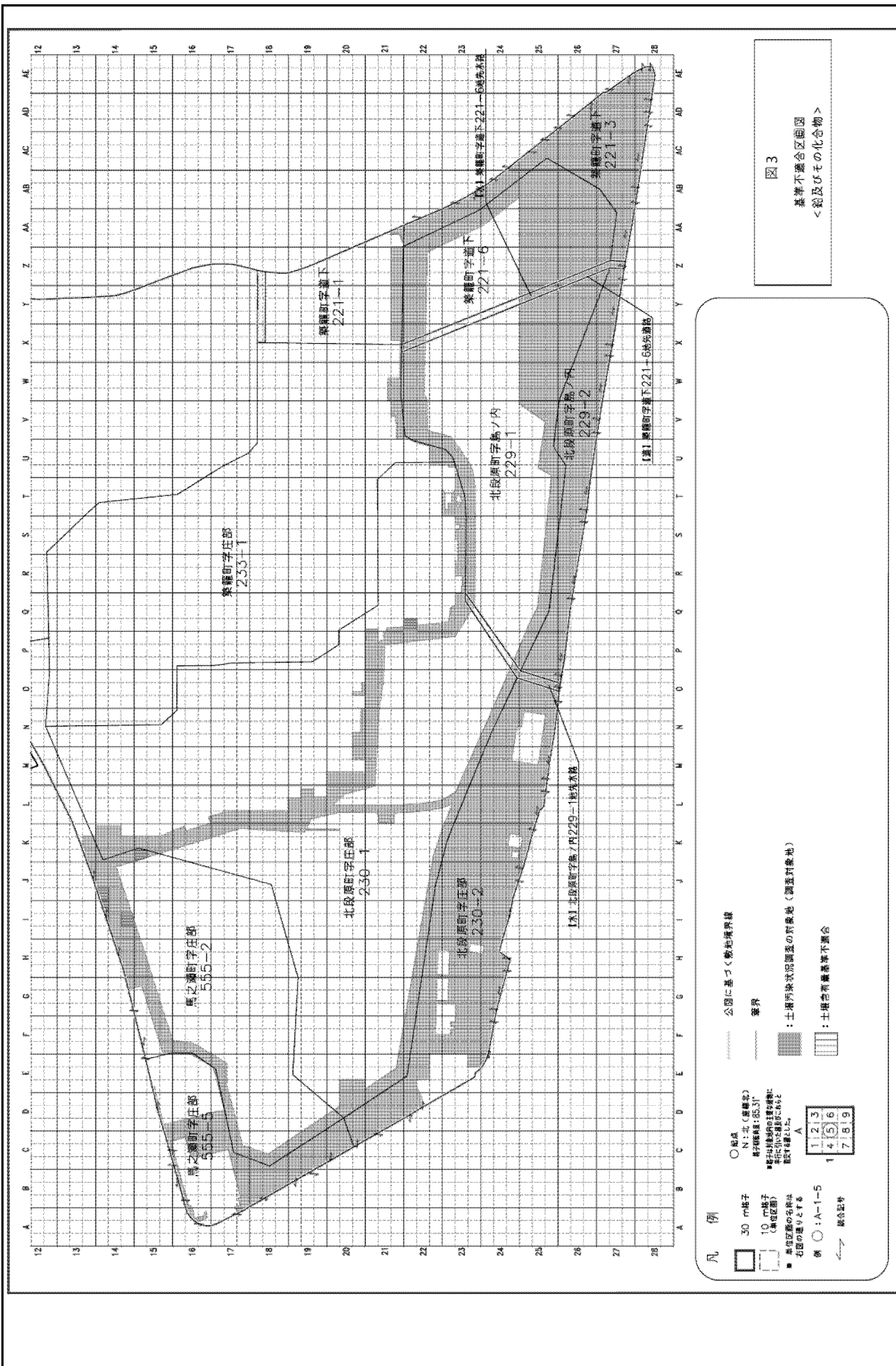
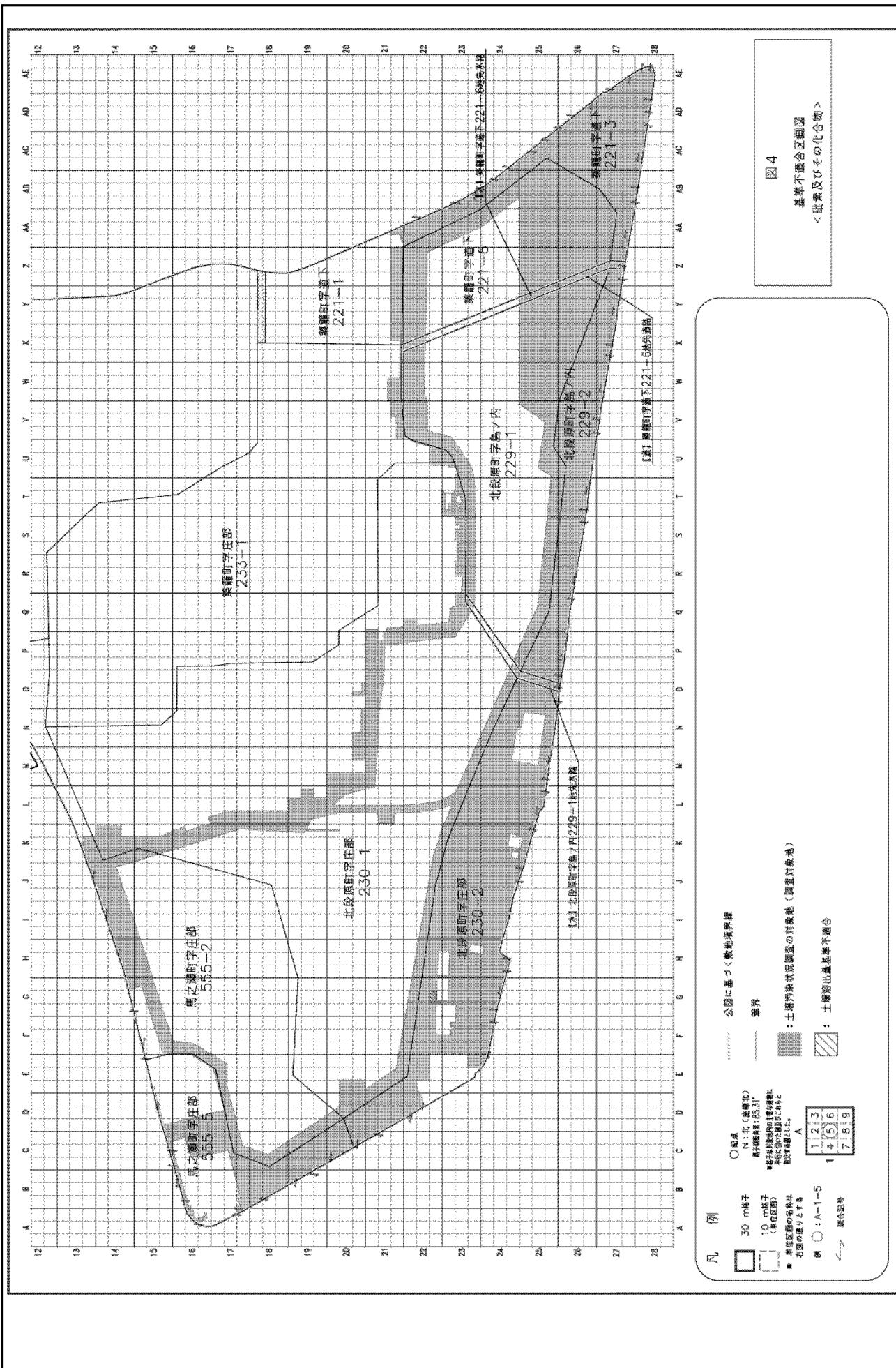
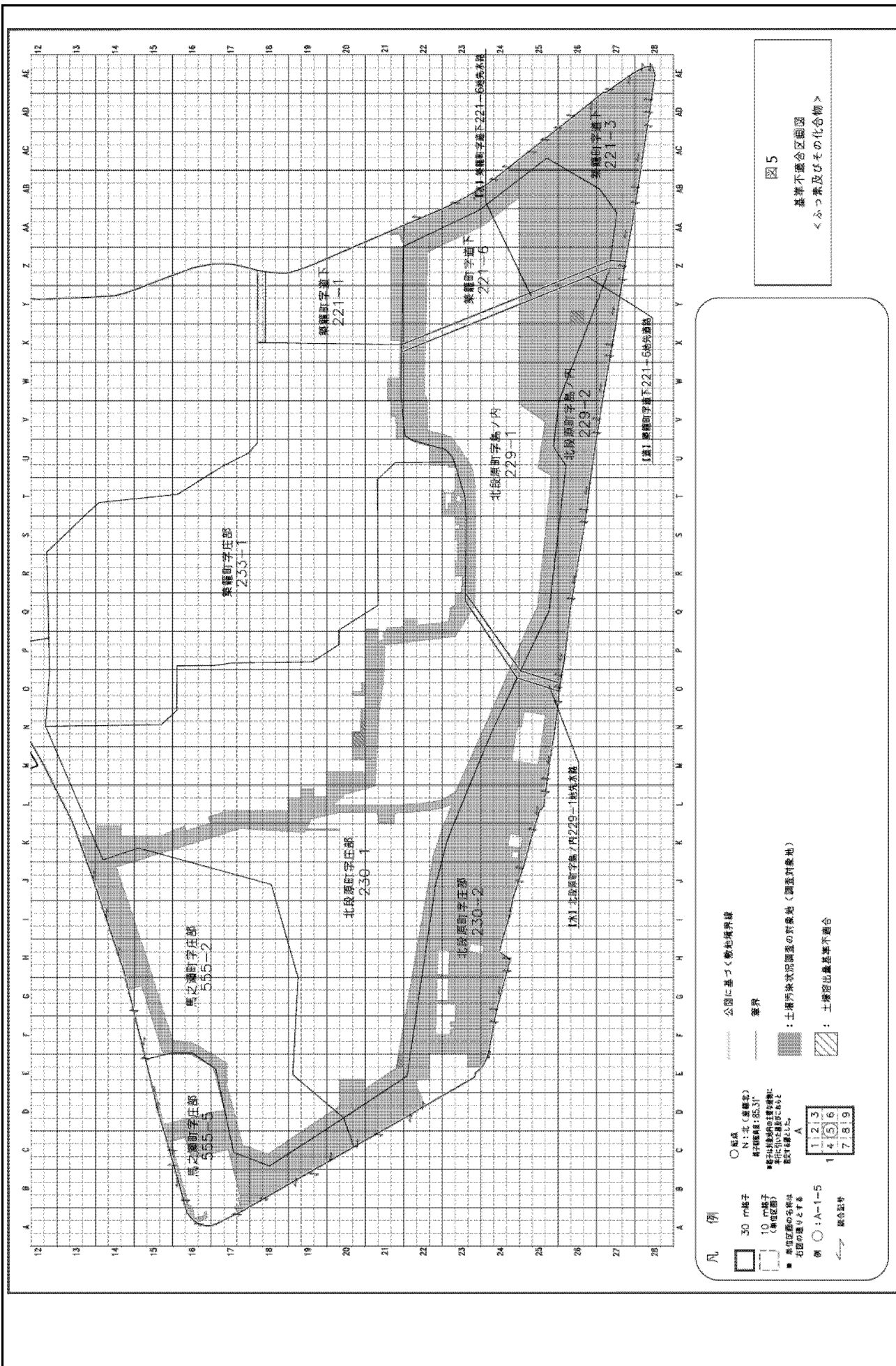


図3
基準不適合区画図
<鉛及びその化合物>





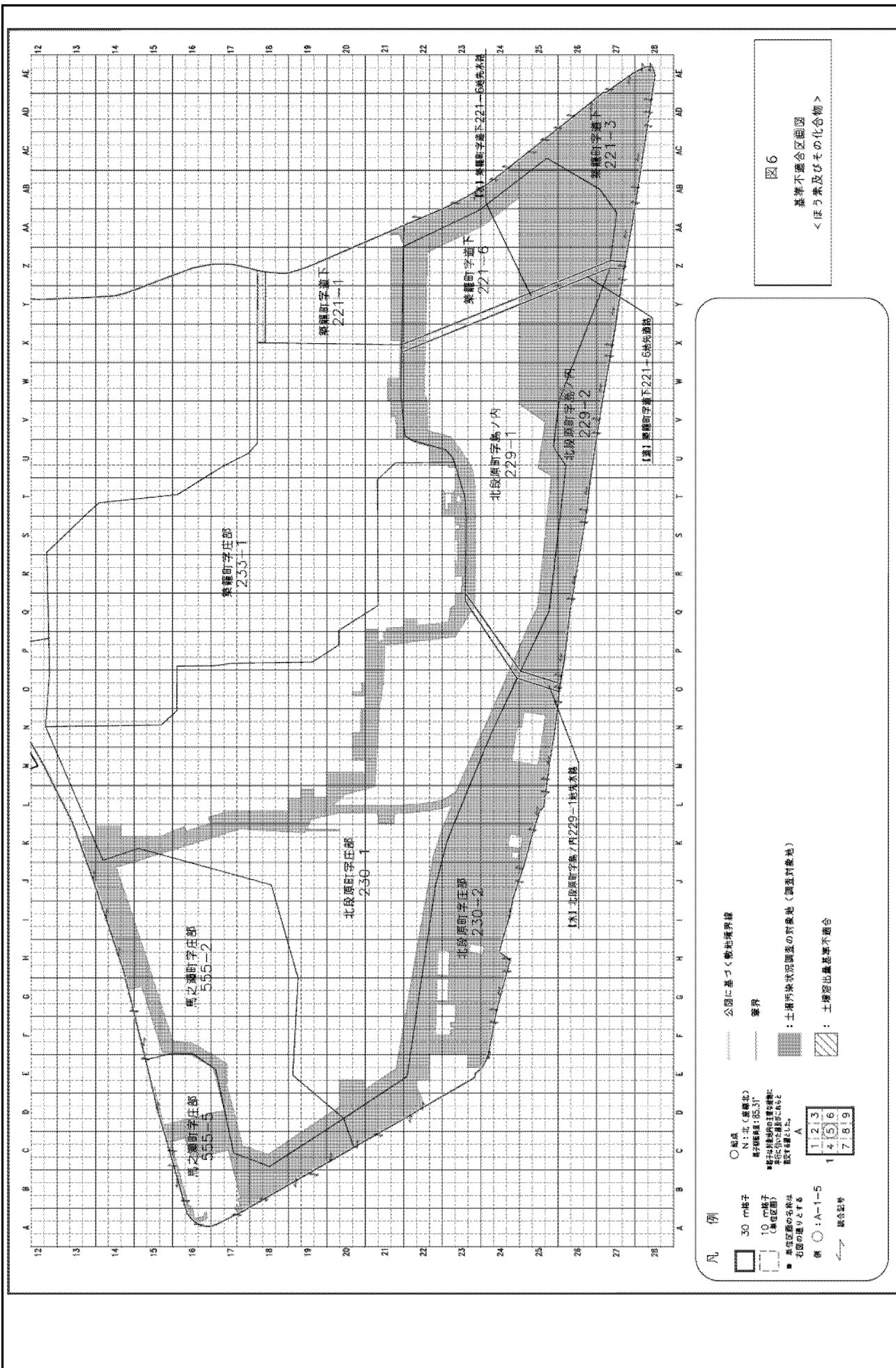


図6
基準不適合区画図
<ほう菜及びその化合物>

凡例

- 座標
N: 北(座標北)
数字座標値: 55.31'
- 格子は詳細測定の正確な境界を示す。格子印は測量記号として表示された。格子印は測量記号として表示された。
- 例 ○: A-1-5
石印の通りとする
録画記号

30 m 格子
10 m 格子 (半田区画)

公園に基づく敷地境界線
境界
: 土壌汚染対策法調査の汚染地(調査対象地)
: 土壌汚染調査基準不適合

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

公 告

熊本県公告第730号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地西土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 益城台地西土地区画整理組合
- 2 変更前の事業施行期間 平成21年（2009年）8月25日から
平成35年（2023年）3月31日まで
- 3 変更後の事業施行期間 平成21年（2009年）8月25日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 4 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字広崎字松山西の全部並びに同所字立古閑、同所字梨木、同所字府内、同所字松山峠、同所字大野久保及び同所字大野の一部
- 5 組合の事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字広崎1345番地2
- 6 組合の設立認可の年月日 平成21年（2009年）8月25日
- 7 変更認可の年月日 令和4年（2022年）10月17日

熊本県公告第731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年（2022年）10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿蘇一の宮店
阿蘇市一の宮町宮地字東油町4523番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|---------------------------|----------------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 |

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|---------------------------|----------------------------------|
| 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年（2023年）6月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,361平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 54台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 8台
建物敷地西側 4台
合計 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 11.51立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和4年（2022年）10月12日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課

令和4年(2022年)10月25日から令和5年(2023年)2月25日まで

10 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年(2023年)2月25日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第732号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 葎本 彰 | 八代市三江湖町 | 八代市三江湖町字新江湖57番1 |
| 岩永 吉生 | 八代市三江湖町 | 八代市三江湖町字中江湖154番3ほか1筆 |
| 吉野 毅 | 八代市郡築一番町 | 八代市高島町字七番割4305番1 |
| 山本 近志 | 八代市奈良木町 | 八代市奈良木町字中ノ間2084番1ほか5筆 |
| 山本 久生 | 八代市水島町 | 八代市水島町字頭取割1682番2 |
| 森永 秀徳 | 八代市鏡町鏡村 | 八代市鏡町鏡村字豊野1539番 |
| 本永 智幸 | 八代市鏡町鏡 | 八代市鏡町鏡村字豊繁1704番2 |
| 内元 幸一郎 | 球磨郡相良村川辺 | 球磨郡相良村大字深水字買元676番ほか1筆 |
| 株式会社磯田農園 | 上天草市大矢野町上 | 天草市有明町須子字坂本2707番1 |

2 認可年月日

令和4年(2022年)10月17日

熊本県公告第733号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 皆越 直樹 | 球磨郡あさぎり町免田西 | 球磨郡あさぎり町免田西字本目3059番 |
| 山口 智和 | 球磨郡あさぎり町免田東 | 球磨郡あさぎり町免田東字北吉井2199番3 |
| 唐津 栄二 | 球磨郡あさぎり町岡原北 | 球磨郡あさぎり町岡原北字天神221番ほか9筆 |

2 認可年月日

令和4年(2022年)10月17日

熊本県公告第734号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告

する。
令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人走湯 | 宇土市走湯町 | 宇土市走湯町字走湯155番ほか13筆 |
| 中山 ひとみ | 宇土市城塚町 | 宇土市走湯町字走湯219番1 |
| 滝本 博文 | 八代郡氷川町高塚 | 八代郡氷川町野津字西大鳥2561番ほか3筆 |
| 松下 政信 | 葦北郡芦北町告 | 水俣市袋字陳原1番28ほか1筆 |
| 株式会社岩本文尚堂 | 人吉市九日町 | 人吉市上原田町字尾崎字清来寺1684番 |
| 蓑田 芳則 | 人吉市上田代町 | 人吉市上田代町字政井野238番ほか8筆 |
| 藤山 芳美 | 人吉市上田代町 | 人吉市上田代町字烏帽子岩336番1ほか9筆 |
| 株式会社よしまつ | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡相良村大字川辺字上高原58番68ほか4筆 |
| 池田 武光 | 球磨郡相良村深水 | 球磨郡相良村大字川辺字赤坂3161番1ほか3筆 |
| 株式会社よしまつ | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡相良村大字川辺字上高原58番72ほか2筆 |
| 西 義春 | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡相良村大字川辺字城平4070番 |
| 吉松 利則 | 球磨郡相良村川辺 | 球磨郡相良村大字川辺字上高原58番20 |
| 株式会社大泉龍寺 | 球磨郡あさぎり町深田西 | 球磨郡山江村大字山田丙字俣石2938番13ほか2筆 |
| 内田 誠治 | 球磨郡山江村山田乙 | 球磨郡山江村大字山田丙字山刀失2203番1ほか2筆 |
| 加賀 徹 | 球磨郡山江村山田乙 | 球磨郡山江村大字山田甲字白鳥下43番 |

2 認可年月日
令和4年(2022年)10月17日

熊本県公告第735号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字狐平1776番1及び同1777番1
1,422.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第736号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字居屋敷2279番6
996.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市福原1085番1
櫻井不動産株式会社

正 誤

令和3年9月7日熊本県教育委員会訓令第6号（熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|----------|------|
| 11 | 24 | 令和3年9月7日 | 公布の日 |

令和3年9月21日熊本県教育委員会訓令第7号（熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|----|-----------|------|
| 9 | 33 | 令和3年9月21日 | 公布の日 |